

八百津町空家等対策計画

令和2年3月
岐阜県八百津町

目 次

1. 空家等に関する対策の基本的方針P1
 - (1) 背景
 - (2) 全国、岐阜県、八百津町における空家等の状況
 - (3) 課題（問題）と基本方針
 - (4) 空家等に関する対策の対象とする地区
 - (5) 対象とする空家等の種類
2. 計画期間P7
3. 空家等の調査に関する事項P7
 - (1) 調査概要
 - (2) 調査対象地区
 - (3) 調査対象空家
 - (4) 調査方法及び内容
 - (5) 調査結果の取り扱い
 - (6) 関係機関との情報共有
 - (7) 継続した情報収集（把握）
4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項P9
5. 空家等の利活用・除却及び除却後の跡地の活用の促進に関する事項 ..P11
 - (1) 予防
 - (2) 維持管理・利活用
 - (3) 除却
6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 ..P13
 - (1) 基本的方針
 - (2) 特定空家等に関する判定の手続き
 - (3) 特定空家等の判断基準
 - (4) 八百津町空家等対策協議会との調整
 - (5) 特定空家等に対する措置
7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項P15
8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項P15

1. 空家等に関する対策の基本的方針

(1) 背景

○人口減少社会の到来と高齢化の進展

国勢調査等によると、八百津町における人口は、昭和25年の22,680人をピークに減少に転じており、今後も減少が続くと推計されています。また、岐阜県における人口についても平成11年の2,119,577人をピークに減少に転じております。

町内の年齢別人口では、平成17年では約3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、令和17年には、概ね2人に1人が高齢者となる見込みです。

居住者の死亡などにより空家等の発生につながる可能性の高い高齢者単身世帯について、岐阜県は平成27年の9.7%が令和17年には14.7%に増加すると推計されていますので、八百津町も同様に増加すると推定されます。

【表1】八百津町及び岐阜県における人口・高齢者割合の推移

	H17	H27	R7	R17
八百津町の人口	12,935	11,027	9,104	7,304
65歳以上の割合	30.1%	36.6%	44.1%	49.0%
岐阜県の人口	2,107,226	2,031,903	1,901,131	1,735,195
岐阜県の65歳以上の割合	21.0%	28.1%	31.7%	34.6%
岐阜県の高齢者単身世帯割合	6.3%	9.7%	12.5%	14.7%

〔出典〕実績値（H27まで）：国勢調査
推計値（R7以降）

日本の世帯数の将来推計（2019年4月推計、国立社会保障・人口問題研究所）
日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所）

(2) 全国、岐阜県、八百津町における空家等の状況

○住宅土地・統計調査の結果

利活用が可能な空家は、利活用次第では八百津町にとっても大きな資産となる可能性を秘めています。しかしながら、時間が経つにつれて、その価値はどんどん低下してしまうため、少しでも早く新たな活用等について考える必要があります。

国が実施した住宅・土地統計調査によりますと、全国の空家総数は平成30年で約849万戸と、平成5年からの過去25年間で1.89倍に増加し、空家率も13.6%となっています。岐阜県においては、空家総数が過去25年間で2.25倍となるなど全国平均を上回るペースで増加しています。

		H5	H10	H15	H20	H25	H30
全国	空家総数(戸)	4,480,000	5,764,100	6,593,300	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空家率	9.8%	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%	13.6%
岐阜県	空家総数(戸)	62,000	84,800	101,900	117,900	133,400	139,800
	空家率	9.2%	11.4%	13.0%	14.1%	15.2%	15.6%

[出典] 住宅・土地統計調査：総務省

○八百津町における空家調査の結果

八百津町では、平成28年度に「空き家調査」を実施しました。この調査は、上水道・簡易水道の休止、自治会などからの情報をもとに、職員が町内を調査し、各空家ごとに調査票を作成し集計したものです。

地区名	空 家	
	空家と思われる戸数	うち危険であると思われる空家
八百津	131	23
錦津	27	4
和知	47	7
久田見	82	22
福地	22	3
潮南	27	5
合計	336	64

八百津町内で空家と思われる家屋は336戸、うち破損等が見受けられるものが64戸となっています。

(危険の基準は、空家法によるものとは、異なります。)

(3) 課題（問題）と基本方針

○空家が引き起こす課題（問題）

空家は大きく「利活用が困難な空家」と「利活用が可能な空家」の2つに区分されます。

利活用が困難な空家が引き起こす課題（問題）は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたり、一様ではありません。八百津町においても、管理されず放置され周辺環境に悪影響を与えている空家が数多くみられます。放置された空家が引き起こす課題（問題）の具体的な例を挙げると以下のものがあります。

ア 防災・防犯

空家等が放置されると、建物自体の倒壊や屋根の落下、外壁の崩壊などが発生し、近隣住民等に対して防災上とても危険な問題を引き起こします。特に密集市街地や交通量の多い道路、通学路に空家が位置している場合は、倒壊した場合の被害は大きくなります。

また、放火や不審者の侵入などにより、空家が犯罪の温床となる可能性もあります。

イ 衛生

敷地内へのゴミ等の放置や不法投棄により、多数のねずみ、ハエ、蚊等が発生し、近隣の環境に悪影響を与え、地域住民の日常生活にも支障をきたす可能性もあります。

ウ 景観

屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり、多数の窓ガラスが割れたまま放置されることで、周囲の景観と著しく不調和な状態となります。

特に観光地や密集市街地等では、景観を損ねるだけでなく、その地区全体のイメージを低下させることにもなります。

○放置された空家の一例



家屋の一部が崩れ落ちており、倒壊する危険性もある状態です。

所有者等に対して、家屋の除却も含めて、適切な措置を行うように指導しています。

利活用が可能な空家は、活用次第では八百津町にとっても大きな資産となる可能性を秘めています。しかしながら、時間が経つにつれて、その価値はどんどん低下してしまうため、少しでも早く新たな活用等について考える必要があります。

○これまでの空家対策に関する取組の課題（問題）

これまでの空家対策には、実態の把握、対策の実施、推進体制に関しそれぞれ以下の課題があり、今後はこれらを踏まえて検討する必要があります。

ア 実態の把握に係る課題

空家等の実態（どこに、どのような状態の空家等があるかなど）を把握する統一的な手法がないため、住民からの通報などによる情報を関係部局が共有する仕組みが構築されていません。

また、空家等の存在を認知できた場合でも、管理責任を有する所有者等の把握が困難（死亡・所在不明、相続による権利関係の未整理など）であるなど、対策に必要な情報が把握できていません。

このため、実態に即した指導等が的確に実施されていない状況にあります。

イ 空家の対策の実施に係る課題

空家等対策は、実態を把握した後に、まずは危険な状態の空家等の解消が最も重要です。危険な状態の空家等の解消については、行政機関から所有者等への指導・要請から始まり、最終的には法令に基づく措置が必要となる場合もありますが、これらの対応手順等が明確になっていません。

さらに、危険な状態の空家を増やさないための適正管理方法、空家等を増やさないための利活用策の実施も必要となりますが、これらの対策については、これまでは住宅政策や福祉政策といった観点からそれぞれの担当部局が実施してきており、空家等対策という観点からの取り組みが不十分です。

また、空家等対策においては、管理責任を有する所有者等への働きかけや情報提供が最も重要ですが、前述のとおり、推進体制や役割分担が明確となっていないため、的確に施策が実施されていない状況となっています。

ウ 推進体制に係る課題

空家等は個人財産であり、その管理責任は一義的には所有者等個人に帰属することなどから、これまで有効な対策がとられてきませんでした。

このため、行政機関及び民間事業者等が連携・協力する推進体制を構築し、効果的な対策を実施していく必要があります。

○空家等対策の基本方針

ア 空家の発生抑制と適正管理

空家対策の第一歩として、空家の発生を抑制することが重要です。将来住まなくなる見込みのある住宅について、空家となる前の段階で、家の処遇について考えておく必要があることを周知するなど、空家の発生を抑制する取り組みを展開します。

また、空家となった住宅については、管理不全を予防するための支援を行います。所有者に対し、適切な管理の必要性について啓発するとともに、相談・支援体制を強化するなど、空家の適正管理を促す取組を展開し、居住環境の保全と利

活用の促進につなげます。

イ 空家の利活用、跡地利用の促進

空家の利活用を促進するために、空家を資源としてとらえ、空き地空き家バンクの積極的な活用の推進、空家等の購入者への支援、空家等の多用途への転用促進を図り、所有者等に空家等の利活用を促進させる取組を空き家対策総合支援事業・空き家再生等推進事業等の補助制度を有効活用しながら進めていきます。

また、除却後の跡地スペースの利用として、地域の防災性の向上や地域活性化に資するスペースとして活用促進を検討します。

ウ 地域の居住環境の保全

空家が放置され、老朽化が進むことにより、周辺の居住環境に対して防災、防犯、衛生、景観などさまざまな悪影響を及ぼすおそれがあります。そのような状態を解消し、周辺住民が安心して暮らせる居住環境を整備する必要があります。

○空家等対策の推進

ア 空家の発生抑制と適正管理の推進

空家の適切な管理は第一義的には所有者等の責任において行われるべきものであり、民法上においても所有者等に管理する義務を定めており、この管理責任を所有者等に対して周知するとともに、利活用に関する情報を提供したり、相談を受け付けたりするなど、所有者自身が空家を管理できるよう促します。

現行の空家だけでなく、将来発生するおそれのある空家を抑制するため、既に空家となった所有者だけでなく、広く住民等に対して空家を適切に管理することへの重要性や管理不全の空家が周辺にもたらす諸問題やそれへの対処法について、広報誌や町ホームページで周知します。

また、高齢者単独世帯のような将来空家になる可能性が高い「空家予備軍」を対象として、積極的な啓発を実施します。

イ 空家の利活用の推進

空家や除却後の跡地は、今後のまちづくりや地域活性化を進めるうえでの拠点となる地域資源となりえます。そうするためにも行政が地域と連携して活用を進めます。

利活用可能な空家については、空家所有者への情報提供や関係する民間団体等との連携により空家等の多用途への転用を推進します。

中古住宅を安心して取引するため、中古住宅のインスペクション（既存住宅現況検査）の普及に努めます。

マイホーム借上げ制度の紹介等、家族構成やライフステージの変化に対応した住まい方の啓発を促進します。

ウ 空家総合相談窓口の設置

空家は、近隣住民の生活に様々な問題を引き起こすため、問い合わせの内容

は多岐にわたり、複数の部署にまたがる問題も多くなると想定されます。しかしながら、各部署で個別に対応することは非効率で、地域住民や空家所有者がどこへ相談すればよいか困惑することになります。そこで建設課が総合相談窓口として、空家等に関する相談等を受け付けて相談内容を吟味し、必要に応じて担当部署に対応を依頼したり、情報共有を図りながら進めていきます。

<空家総合相談窓口>

八百津町建設課建築住宅係

☐TEL：0574-43-2111

☐収集・相談時間：毎週月～金 9:00～17:00（祝休日除く）

(4) 空家等に関する対策の対象とする地区

八百津町における空家等に関する対策の対象とする地区は、八百津町全域とします。

対象地区：八百津町全域

(5) 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定する空家等とします。

【空家等対策の推進に関する特別措置法】

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2. 計画期間

本計画の期間は、5年間とします。

なお、本計画は、継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

計画期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 空家等の調査に関する事項

(1) 調査概要

八百津町では、対策が必要な空家等を把握するため、空家等の実態調査を5年毎に実施します。

空家等と認められる可能性のある物件を把握し、それらの物件等を対象として、より詳細に調査して、空家等として認められるかどうかを判断します。

空家等の実態を継続的に把握するために、随時補足調査を実施する予定です。

(2) 調査対象地区

八百津町内全域を対象に行います。空家等候補物件や町民等からの通報物件を調査対象に行います。

(3) 調査対象空家

空家法第2条第1項に規定する空家等について調査します。調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしている空家等は、空家法第2条第2項に規定する特定空家等と認められるかの判断を行うこととなります。

(4) 調査方法及び内容

基礎調査は、空家等候補物件の抽出のため、次の調査項目を目視による外観調査で実施しております。敷地の中に立ち入った調査は行っていません。

ア 水道の閉栓情報を活用し、空家等の物件を把握します。

イ 建物の種類（一戸建、長屋建、共同住宅、店舗、事務所、倉庫、その他）

ウ 空家等の状況

調査表を元に空家等の状況を確認します。調査の主な内容については、次のとおりです。

- ・このまま放置すれば倒壊する恐れがある。
- ・老朽化等により腐食していて衛生上良くない。
- ・外観上著しく景観を損なっている。
- ・その他放置されて周辺の生活に悪影響を及ぼしている。

エ 空家等の所在地

実態調査は、基礎調査における調査項目の再確認に加え、例えば下記に示す詳細な項目について調査を実施し、使用実績や周辺に及ぼしている悪影響等について把握します。

ア 空家等の所有者等への聞き取り調査(アンケート調査等※含む)

イ 空家等の近隣への聞き取り調査

ウ 外観調査

エ 所有者等特定調査

所有者等が不明の場合は、空家法第10条に基づく固定資産税情報等の利用のほか、「地方公共団体における家屋調査の手引き vol.1」を参考として所有者等の特定をできる限り調査します。具体的な特定方法は以下のとおりとします。

【所有者等の特定方法】

- 固定資産税情報等の利用
 - ・ 税務・戸籍等担当部局等と連携し、行政情報の内部利用により特定
- 住民等への聞き取り
 - ・ 自治会（共同住宅などの場合には、管理会社や管理組合）への聞き取り
- 登記簿謄本等の活用
 - ・ 登記簿謄本を入手するには、空家の家屋番号（通常は敷地の地番と同じ）を特定する必要があるため、ブルーマップ、住宅地図及び公図を活用します。

(5) 調査結果の取り扱い

調査の実施結果を踏まえて、八百津町内における空家等の実態を把握します。調査の結果、周辺に悪影響を及ぼしていると考えられる空家については、特定空家等に該当するかどうかを判断します。

(6) 関係機関との情報共有

八百津町は、集約した空家等の情報を必要に応じ、関係部局で共有し、空家等対策に活用します。なお、特定空家等にかかる情報については、県及び影響を及ぼすと考えられる周辺市町村他関係行政機関に提供します。

(7) 継続した情報収集（把握）

八百津町は、調査結果が無駄にならないように、継続して情報を収集し、その把握に努めます。

4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等が自らの責任で、適正な管理に努める義務があります。

しかしながら、空家等に関する問題は、多種多様であるため、所有者等が適切な管理を行うに当たって、どこにどのように相談すればよいのか、分からないといったことも考えられます。

そこで、八百津町では、岐阜県住宅供給公社に設置されている相談窓口「空き家・すまい総合相談室」と連携し、販売・賃貸、適正管理、解体など幅広いニーズに対応する相談体制を整備します。

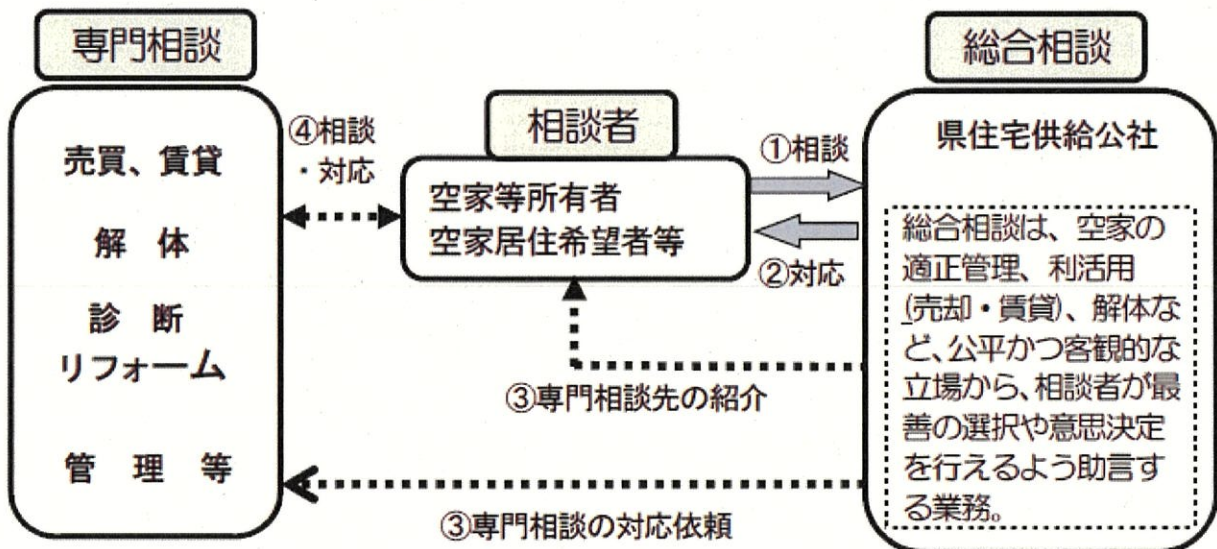
<空き家・すまい総合相談室>

岐阜県住宅供給公社内

☐TEL：0584-81-8511

☐相談時間：毎週火曜日・金曜日 13:00～16:00 要予約

<空き家・すまい総合相談室 実施体制>



5. 空家等の利活用・除却及び除却後の跡地の活用の促進に関する事項

(1) 予防

ア 実態把握

空家等の実態を継続的に把握するために、5年毎に実態調査を実施するほか、補足調査を随時実施していきます。

また、窓口相談等を通じて継続的な情報収集に努めます。

イ 普及啓発

空家になる前の段階で、家の処遇について考えておく必要があることを周知するなど空家の発生抑制に取り組んでいきます。

また、空家の所有者に対し、管理不全を予防するために適切な管理の必要性について啓発を行います。

ウ リフォームの普及促進

「岐阜県住宅リフォーム推進協議会」が開催するリフォームの普及・促進のための消費者向け講習会・相談会、事業者向け研修会などと連携して、空家のリフォームの普及を図ります

エ 中古住宅の性能の把握

中古住宅の購入希望者が、物件の状態・品質を把握できるようにするため、第三者が客観的に住宅の検査・調査を行うインスペクション（既存住宅現況検査）の実施に関係する民間事業者に働きかけるとともに、「既存住宅インスペクション・ガイドライン」の普及啓発に努めます。

(2) 維持管理・利活用

ア 空き家空き地バンクの設置

平成21年度より空き家空き地バンクを設置しており、希望者には八百津町内の再利用可能な空家の情報を提供しております。空き家空き地バンクに登録された方に対し「八百津町空き家改修費支援補助金要綱」等の補助制度の紹介を行います。

また、ホームページ上でも一目で確認できるようにわかりやすい空家情報を発信していきます。

イ マイホーム借上げ制度の紹介

高齢者が不要となった戸建て住宅を子育て世帯等へ提供する「マイホーム借上げ制度」について、積極的に制度の紹介を行います。

ウ 空家等の購入者等に対する支援

空家等の取得やリフォーム工事のために資金を借り入れる方を対象とし、借入にかかる利子の一部を助成する制度等にて支援します。

また、空家をリフォームする際に活用可能な補助制度（「八百津町空き家改修費支援補助金要綱」）等を紹介し、空家等の改修・修繕を支援していきます。

エ 空家等の多用途への転用促進

空家等は従来の用途以外へ転用することで、新たな価値が発掘され、地域活性化につながることもあります。八百津町では、空家所有者への情報提供や関係する民間団体等との連携により空家等の多用途への転用を推進します。

（空家利活用の事例）

① 地域の活性化施設としての活用

（例）体験宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設等

② 社会福祉施設等としての活用

（例）デイサービスセンター、グループホーム等

③ 店舗としての活用

（例）新たな飲食店等の店舗、地域交流サロン等

（3）除却

ア 相談窓口の設置

空家は、放置されると防災・防犯上、近隣住民に危険を及ぼしたり、衛生・景観の面からもさまざまな問題を引き起こす恐れがあり、近隣住民に不安を抱かせます。そこで、地域住民等からの問い合わせに対応するため空家総合相談窓口を設置し、空家の除却等への対応を進めていきます。

イ 危険な空家等の除却の促進

そのまま放置すれば倒壊等著しく危険な空家には、所有者等に除却も含めた適切な措置を指導するとともに、空き家対策総合支援事業・空き家再生等推進事業や空家除却費支援事業等の補助事業を活用し除却を進め、地域の安全・公衆衛生・景観等の問題の改善に取り組んでいきます。

ウ 除却後の跡地利用

除却後の跡地は、空家同様、地域の有効な資源となります。除却後に生じたスペースは、所有者等に対し有効活用を促したり、また、所有者等の合意を得たうえで、地域の防災性の向上や地域活性化に資するスペースとして活用を検討します。

※ なお、地域活性化を目的として八百津町が空家等の利活用に直接かかわる場合は、八

百津町空家等対策協議会において、その内容等を十分に検討します。

6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

特定空家等とは、空家法第2条第2項において、以下の状態にある空家等と規定されています。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

また、八百津町では特定空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある状態のものを「危険空家等」と規定しています。

(1) 基本的方針

空家等のうち、特定空家等(危険空家等)に該当するおそれのあるものについては、速やかな改善が求められることから、所有者等に対して、早期に助言又は指導を行うことが必要です。

このため、特定空家等に該当するか否かの判断に関わらず、八百津町は、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言又は指導を行い、所有者等自らの責任において、早期に解決が図られるように努めます。

(2) 特定空家等に関する判定の手続き

空家等が特定空家等に該当するか否かについては、多角的な観点から判断する必要があるため、八百津町の関係各課の長で組織する「八百津町空家等対策庁内連絡会議」(以下「庁内連絡会議」という。)に、意見聴取したうえで判断するものとします。

(3) 特定空家等の判断基準

空家等が特定空家等に該当するか否かを判断する基準は、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」に定める内容を基本とします。

(4) 八百津町空家等対策協議会との調整

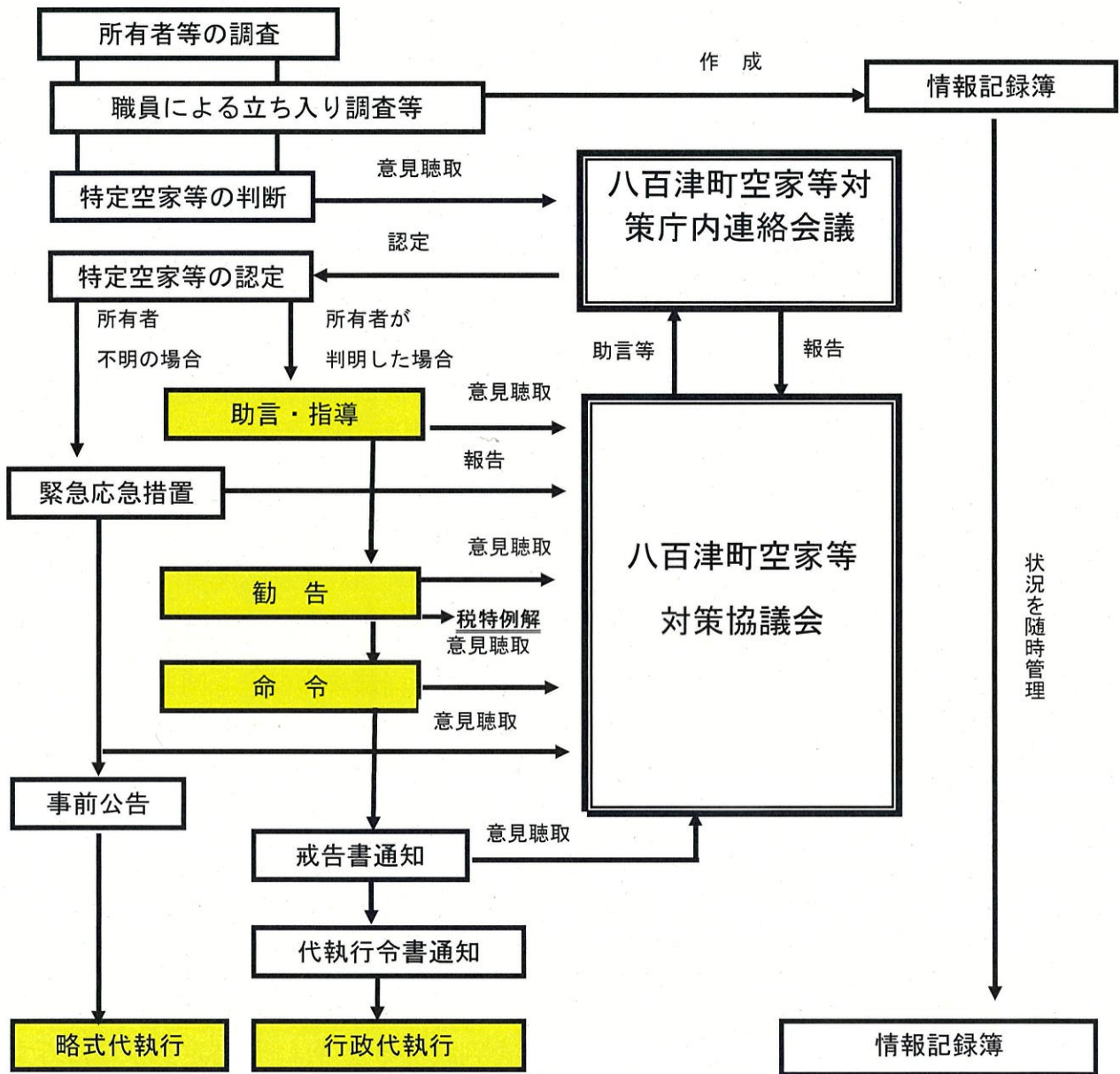
特定空家等に対して、空家法第14条に基づく措置を講ずるか否かについては、町は「八百津町空家等対策協議会」(以下「八百津町協議会」という。)に諮り、判断するものとします。

(5) 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置については、県が作成した「危険空家等対応マニュアル」を参考として実施しますが、対応フローについては、以下のとおりです。

なお、空家法に基づく「勧告」を行うことにより、固定資産税の住宅用地の特例が解除されます。

※特定空家等への対応フロー



※参考 固定資産税の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率
		固定資産税
小規模住宅用地	面積が200m ² 以下の住宅用地(200m ² を超える場合は1戸当たり200m ² までの部分)	1/6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1/3

※アパート・マンション等の場合は、戸数×200m²以下の部分が小規模住宅用地となります。

※併用住宅の場合は、建物の構造、階数、住宅としての利用部分の割合により、住宅用地となる面積が異なります。

※住宅用地の範囲は、その土地の全部(ただし、家屋の床面積の10倍まで)になります。

7. 住民等から空家等に関する相談への対応に関する事項

八百津町では、住民からの空家等に関する相談に対して、総合窓口（建設課建築住宅係）を設け、空家全般の相談に応じるほか、内容に応じて担当課と調整し、迅速な回答に努めています。

また、八百津町の担当課において対応が困難な空家等の専門的な相談等には、岐阜県住宅供給公社内に設置している「空き家・すまい総合相談室」において対応しています。

【八百津町総合相談窓口】 八百津町役場建設課建築住宅係 ☐TEL：0574-43-2111 ☐相談時間：毎週月～金 9:00～17:00 （祝休日除く）

【空き家・すまい総合相談室】 岐阜県住宅供給公社内 ☐TEL：0584-81-8511 ☐相談時間：毎週火曜日・金曜日 13:00～16:00 要予約
--

8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等の対策を実施するに際しては、庁内の様々な部局に関係することから、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をしていくこととしています。

空家等の対策を実施する上での検討組織は、庁内の関係部局で構成する庁内連絡会議及び八百津町協議会とし、適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

ア 主管部局

空家等に関する対策にかかる事務の主管部局は、建設課建築住宅係とします。

イ 庁内組織

庁内組織として、建設課長を委員長、とする関係6課で組織する「八百津町空家等対策庁内連絡会議」を組織します。

☐八百津町空家等対策庁内連絡会議（庁内連絡会議）

課	名
建設課	
総務課	
防災安全室	
水道環境課	
健康福祉課	
地域振興課	

ウ 八百津町空家等対策協議会

町長を会長として、町議会議員、空家等に関する有識者、関係機関等で構成する「八百津町空家等対策協議会」を組織します。

エ 役割分担

空家等対策においては、八百津町と民間事業者がどのような役割を主体的に果たすのかを明確にすることが、効果的な対策の実施につながります。

□八百津町の役割

八百津町は、地域の安全・安心なまちづくりを推進する観点から、空家法や空家等対策計画に基づき、空家等対策において主体的な役割を担います。

□民間事業者の役割

不動産、建築、解体等の民間事業者等は、その専門性を活かして、所有者等への普及啓発や行政機関への支援を行い、空家等の適正な維持管理や利活用を推進する役割を担います。

□八百津町と民間事業者の連携

前述のとおり、空家等対策は八百津町が主体的な役割を担いますが、八百津町と民間事業者が連携することで、より効果的な対策の実施が可能となります。八百津町が設置する協議会等へ民間事業者が参画する等、連携を強化して空家等対策に取り組みます。